

つくば市が発注する完全週休2日制工事の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取組みの一環として、定期的かつ安定的な休暇を確保するために実施する完全週休2日制工事（以下「週休2日制工事」という。）の発注等をするため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 完全週休2日制とは、工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従前どおり確保した上で、全ての土曜日並びに日曜日を現場閉所日とすることをいう。

2 現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含まない。

3 現場とは、工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含まない。

4 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行わない日のことをいう。

5 営繕工事とは、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替等の工事を指し、公共建築（改修）工事標準仕様書等の基準により作成された設計図書に基づき行う工事をいう。

(週休2日制工事の対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場作業を行う期間が1か月未満となることが想定される工事
- (2) 緊急対応のための工事
- (3) 工程や完成時期に制約のある工事
- (4) 事業等の性質上、完全週休2日制での施工に伴う工事費の増が認められない工事（災害復旧工事等）
- (5) その他、週休2日制工事に適さないと発注者が判断する工事

(週休2日制工事の発注方式)

第4条 週休2日制工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとする。

- (1) 発注者指定型
 - ・発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
- (2) 受注者希望型
 - ・発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。

- ・完全週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。

2 前項の(1)、(2)の各方式の適用基準は、以下の各号による。

- (1) 第3条に規定する対象工事のうち、予定価格四千万円以上の工事については、原則、発注者指定型を適用する。なお、予定価格四千万円未満の工事であっても、発注者が必要と認める場合は、発注者指定型を適用できるものとする。
- (2) 第3条に規定する対象工事のうち、発注者指定型以外の工事は、原則、受注者希望型を適用する。なお、予定価格四千万円以上の工事であっても、発注者が必要と認める場合は、受注者希望型を適用できるものとする。

(実施工程の作成)

第5条 発注者指定型の週休2日制工事受注者及び受注者希望型の週休2日制工事受注者のうち受発注者協議により完全週休2日制での施工が決定した受注者（以下「受注者」という。）は、工事着手までに、完全週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督員と協議することとする。

(工期の延長)

第6条 前条に基づき実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約約款第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

(受注者の取組事項)

第7条 受注者は、完全週休2日制により工事を進めることとする。

- 2 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。
- 3 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出することとする。
- 4 一般土木工事の受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板に、完全週休2日制で施工することを標示することとする。
- 5 営繕工事の受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを標示する掲示板（看板）を設置することとする。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けることとする（工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉

所実績について確認)。

- (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
- (2) 下請企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が完全週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

- (1) 第5条で定める実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
- (2) 第6条で定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。
- (3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第9条 週休2日制工事を通じ実施された定期的かつ安定的な休暇確保に向けた受注者の取組について、工事成績評定において評価することとする。

- 2 週休2日制工事のうち、発注者指定型の受注者が、完全週休2日制による施工に非協力的な場合は、工事成績評定において「法令順守等」で評価(減点)することとする。

(履行実績取組証の発行)

第10条 受注者が設計図書に基づき取組を実施し、現場閉所日確保率100%以上で工事を完成させた場合、発注者は、別紙様式2により受注者に対し履行実績取組証を発行するものとする。

- 2 現場閉所日確保率が100%未満となった場合、履行実績取組証は発行しないものとする。

附 則

この要領は、令和5年(2023年)8月1日以降に入札公告等をする工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)4月1日以降に新たに契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)8月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和８年（２０２６ 年）８月 14 日以降に起工する工事（営繕工事を除く）から適用する。

附 則

この要領は、令和８年（２０２６ 年）９月 15 日以降に起工する工事（営繕工事を含む）から適用する。